

自治体名称	府中市	小金井市	国分寺市	国立市	港区	文京区
根拠(例規)	府中市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	小金井市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱	国分寺市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例 国立市パートナーシップ制度に関する規則	港区男女平等参画条例	文京区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱
ファミリーシップ制度	非対応	非対応	非対応	非対応	非対応	非対応
制度開始時期(予定も含む)	H31.4.1	R2.10	R2.11.15	R3.4.1	R2.4.1	R2.4.1
制度開始～R3.3.31までの利用状況	10組(うち1組返還)	1組	2組	0組 (R3.4.1～5.19まで8組)	15組	7組
申請要件	年齢	20歳以上	成年以上	成年	20歳以上	民法第4条に定める成年に達していること。
	性別等	性的マイノリティ	一方又は双方が性的少数者(多様な性自認又は性的指向を持つものをいう。)である方が対象。	一方または双方が性的マイノリティであれば性別は問わない	問わない	性的マイノリティの方を対象
	住所地	市内に住所を有していること(転入予定含む)	・双方が市内に住所を有していること。 ・一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓日から3か月以内に市内に住所を有することを予定していること。 ・双方が宣誓日から3か月以内に市内に住所を有することを予定していることの場合には、転入予定者であることを記載した受領証を交付(転入後、3か月以内に住民票が提出され次第、新ためて受領証等を交付)。	市内在住、または1人が市内在住であり、もう1人が転入予定	・一方が国立市在住、在勤、在学 ・双方が3か月以内に転入予定	下記①～③のいずれかに該当すること。 ①双方が区内に住所を有すること。 ②二人のうちいずれか一方が区内に住所を有すること。 ③二人が1か月以内に区内へ転入を予定していること。
	配偶者等	・法律上の婚姻関係がないこと ・申請者以外の者とパートナーシップの関係がないこと	・双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある方で同居している場合を含む)がないこと ・双方が宣言をしようとする相手の他にパートナーシップの関係にある方がいないこと	配偶者がいないこと及び宣誓に係るパートナーシップ以外のパートナーシップを有しないこと	・双方に配偶者がいないこと ・届出者以外の者とパートナーシップの関係がないこと	・双方に配偶者(内縁の配偶者を含む。)がないこと。 ・双方以外の人と制度(パートナーシップ制度を含む。)を利用していないこと。
	その他	・近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族)でないこと	直系血族または三親等内の傍系血族、もしくは直系姻族の関係でないこと	双方の関係が民法第734条(近親者間の婚姻の禁止)及び第735条(直系姻族間の婚姻の禁止)の規定により、婚姻することができないものでない	・近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族)でないこと	近親者(直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係のこと。)でないこと
必要書類	住民票	必要	必要	必要	必要	必要
	戸籍謄本/抄本	戸籍謄本もしくは戸籍抄本	戸籍抄本	戸籍抄本	戸籍謄本	戸籍謄本もしくは戸籍抄本
	独身証明書とその翻訳(外国籍の方)	必要	必要	必要	必要	必要
	独身証明書が必要な場合、独身証明書が出ない国の場合の対応	本人の申立書を提出	外国の官憲(在日本大使館等)の発行する婚姻要件具備証明書または独身証明書および当該書類に係る日本語の翻訳文、取得が困難な場合は、その理由および婚姻要件を具備する旨を記入した申述書	本人の申立書を提出	規定なし	独身証明書に相当する書類(日本語訳を付したのもの)
	本人確認書類	必要	必要	必要	必要	必要
	本人確認書が必要な場合、何を以て本人確認書類としているか	・個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カード等(宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの)	・マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証または資格証明書等であって本人の顔写真が貼付されたもの ・上記の書類がない場合は、次の(1)の書類を2点、または(1)と(2)から1ずつ。 (1) 健康保険の被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険の被保険者証、国民年金手帳、年金証書、生活保護受給者証、各種医療証など (2) 学生証、法人が発行した身分証明書、国・地方公共団体の機関が発行した資格証明書で写真を張り付けたものなど ・一方又は双方が外国籍の方など、上記の書類を提出できない特別な事情があると認められるときは、別の書類をもって代えることができる。要事前相談。	個人番号カード、旅券、運転免許証、在留カード、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等で顔写真付きのもの	・運転免許証、パスポート、個人番号カード、在留カード、官公署が発行した顔写真付き免許証など ・健康保険証と年金手帳などは2つ以上の書類で確認	・個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券(パスポート)、運転免許証等の場合は1点 ・保険証(国民健康保険、介護保険等)、年金手帳、年金証書等の顔写真のないもの場合は2点提示
	公正証書正本/謄本	不要	不要	不要	不要	必要
手数料	無料	無料	無料	無料	無料	

自治体名称	世田谷区	渋谷区	中野区	豊島区	足立区	江戸川区	
根拠(例規)	世田谷区パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱	渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例	中野区パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱	豊島区男女共同参画推進条例 豊島区男女共同参画推進条例施行規則	足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	江戸川区同性パートナー関係に係る申出書等の取扱いに関する要綱	
ファミリーシップ制度	非対応	非対応	非対応	非対応	対応	非対応	
制度開始時期(予定も含む)	H27.11.1(施行)、11.5(運用開始)	H27.11	H30.8.20	H31.4.1	R3.4.1	H31.4.1	
制度開始～R3.3.31までの利用状況	145組	60組	74組	35組	0組 (R3.4.1～5.19まで13組)	23組	
申請要件	年齢	成年に達していること	20歳以上	20歳以上	20歳以上	成人に達していること	20歳以上
	性別等	同性(自認する性を含む)	戸籍上の性別が同一	戸籍上の性別が同一	一方又は双方が多様な性自認・性的指向(トランスジェンダー含む)	戸籍上の性別を同じくする(性自認を含む者)	戸籍上の性別が同一
	住所地	区内に住所を有すること(一方、双方が転入予定でも可)	渋谷区に居住し、かつ住民登録があること	以下のいずれかに該当すること ・双方が区内の同一所在地に住所を有している ・一方が区内に住所を有し、他方が当該住所を自らの住所とすることを予定している ・双方が区内の同一所在地に住所を有することを予定している	豊島区に住民登録がある・一方又は双方が豊島区に転入を予定している	次のいずれかに該当するもの ・双方が区内に住所を有していること。 ・一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること。 ・双方が区内への転入を予定していること。	江戸川区に住民登録があること
	配偶者等	・他の者と法律上の婚姻関係にないこと ・他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと(他の者との宣誓書の廃棄を申し出ている場合の例外あり)	配偶者がいないこと及び相手方当事者以外のパートナーがいないこと	・双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者で同居している者を含む)がいないこと ・双方が宣誓しようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと	・法律上の婚姻関係がないこと ・申請者以外の者とパートナーシップの関係がないこと	・他の者と法律上の婚姻関係にないこと。 ・双方とも他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。 (既に他の者とパートナーシップの宣誓をしている場合は、その宣誓書の廃棄を申し出ていること)	・法律上の婚姻関係がないこと(事実婚、婚姻予定含む) ・申請者以外の者と同性パートナー関係がないこと
	その他	・直系血族、三親等内の傍系血族でないこと(ただし、養子縁組によってその関係になった場合は例外あり)	・近親者(直系血族、三親等内(養子と養方)の傍系血族または直系姻族または養親子)でないこと	・双方が直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと	近親者(直系血族、三親等内の直系血族又は直系姻族)でないこと	・双方が近親者(直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係のこと。)でないこと。	・近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族)でないこと
必要書類	住民票	不要	不要	必要	必要	必要	必要
	戸籍謄本/抄本	戸籍謄本もしくは戸籍抄本	戸籍謄本	戸籍抄本	戸籍謄本	戸籍抄本	戸籍抄本
	独身証明書とその翻訳(外国籍の方)	必要	必要	必要	必要	必要	必要
	独身証明書が必要な場合、独身証明書が出ない国の場合の対応	本人の申述書を提出	本人の申立書を提出	婚姻要件具備証明書とその翻訳を提出	本人の申立書を提出	婚姻要件具備証明書でも可。それも困難な場合は、その理由および婚姻要件を具備する旨を記入した申述書	過去に事例なし。婚姻届を受理する部署に確認した上で判断する。
	本人確認書類	必要	必要	必要	必要	必要	必要
	本人確認書が必要な場合、何を以て本人確認書類としているか	・運転免許証、パスポート、住基カード、マイナンバーカード ・在留カード、健康保険証、その他公的機関からの郵便物等	運転免許証、パスポート、写真付きの住民基本台帳カード、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書(外国人登録証明書) 写真つきがない場合は健康保険証と年金手帳など複数点確認	・マイナンバーカード、パスポート、運転免許証 ・官公署が発行した免許証、許可証または登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの(船員手帳、身体障害者手帳等) ・上記の書類がない場合は次の①、②各1点、または①から2点 ①健康保険証、年金手帳、年金証書等 ②写真付の学生証や法人の発行した身分証明書等	・運転免許証、パスポート ・健康保険証と年金手帳などは2つ以上の書類で確認	写真付きなら下記のいずれかを1つ ・個人番号カード(マイナンバーカード) ・運転免許証 ・パスポート、在留カード ・その他、官公署が発行したもの 写真なしであれば下記のいずれかを2つ ・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証、共済組合員証 ・年金手帳、年金証書 ・その他、官公署が発行したもの	・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート ・健康保険証と年金手帳などは2つ以上の書類で確認
公正証書正本/謄本	不要	必要	不要	不要	不要	不要	
手数料	無料	300円	無料	無料	無料	無料	